

行刑運営の透明性の確保（視察委員会（仮称）及び情報公開等）に関する私案（骨子）

南 博方

1 視察委員会（仮称）

行刑運営の透明性を確保するとともに、刑事施設の運営を支援し、かつ、刑事施設と地域社会との連携を深めるため、各刑事施設ごとに、地域の市民及び専門家からなる委員会（視察委員会（仮称））を置く。

視察委員会（仮称）の委員については、刑事施設の規模に応じて、5名ないし13名の範囲内で、法務大臣（又は管区長）が委嘱する。

委員は、視察委員会（仮称）の議を経て、刑事施設を視察し、被収容者と面接することができる。

刑事施設の長は、視察委員会（仮称）による刑事施設の視察及び被収容者との面接の要請に協力するものとする。

視察委員会（仮称）及び委員は、その職務を行うに当たり、規律に影響を及ぼすおそれのある事項については、刑事施設の長と協議するものとする。

視察委員会（仮称）は、定期又は臨時に会合を開催して、刑事施設の運営全般について協議し、刑事施設の長に対し、意見を述べることができる。

刑事施設の長は、視察委員会（仮称）に対し、定期又は臨時に、刑事施設の運営全般について報告するものとする。

視察委員会（仮称）の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

2 情報公開等

行刑運営の透明性を確保するため、行刑に関連する情報の公開を進める。

- ・ 処遇関連情報については、適宜の方法により公表する。
- ・ 主な訓令、通達については、ホームページに掲載するなどの方法により公開する。
- ・ 刑務所での死亡事案については、適宜の方法により全件を公表する。

行刑運営の透明性を確保するため、刑事施設における行事への地域住民の参加、地域の有識者等からの講話の実施などを通じて地域社会との交流を更に活発化する。